

**デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する
ワーキンググループ（第5回）**

事務局提出資料

令和7年12月 総務省

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

（1）住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

- 住基ネットの利用徹底 -

（2）マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

（3）住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

（1）都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

（2）住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

中間とりまとめの記載

- 行政機関において4情報を確認する手続については、前述のとおり、既に住基ネットによる本人確認情報の提供が進んでいる。住基ネットを利用できる行政機関と事務は住基法別表に規定される必要があるが、令和7年（2025年）の住基法改正により、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地方公共団体の公金徴収に関する事務をはじめ36法律に基づく事務が住基ネット利用可能事務に追加される等、これまで利用可能事務の拡大が順次なされているところである。今後は、制度上住基ネットを利用可能な事務について、各機関において住基ネットの利用を徹底することが求められる。

（中略）

- なお、制度上は住民票の写しの提出が不要となった手続についても、実際には、住民が引き続き住民票の写しを提出している可能性があり、各制度所管省庁や総務省において、住民票の写しが省略可能である旨の周知広報に努める必要がある。



総務省が都道府県に対し、住基ネットの利用状況について調査を行ったところ、住基ネットを利用することができる事務にもかかわらず、住民票の写しの提出を求めていたケースがあった。

このうち国の要綱等に、「住民票の写しを提出」と記載されていることを理由としているケースについて、当該要綱の所管省庁との間で、該当部分について記載の削除を調整中。また、各省庁に対し住基ネットやマイナンバーを活用した情報連携の活用の徹底を依頼する。

【都道府県からの主な回答（住基ネットを利用していない主な理由）】

- ・ 国から通知のあった要綱に、「申請者に住民票を提出させる」といった記載あることから、申請者に対し住民票の写しの提出を求めている。
- ・ 費用対効果の観点から利用件数が見込めない場合には住基ネット端末の新設は難しく、保健所等に端末を設置できていないため。
- ・ また、住基ネットの利用件数が少ない部署は、住基ネットに対する経験や知見が少ないため、利用控えが起こる傾向がある。

(参考) 基本4情報を用いた住基ネットの利用の徹底について

- 住基ネット利用事務の中には、本人から提供を受けた住民票コードを用いて検索を行っているものがあり、本人が住民票コードの把握のために住民票の写しを取得している。
- 令和7年分権提案において、住基ネットで用いる住民票コードの把握のために本人が取得する**住民票の写しの発行に係る市町村の負担を軽減するため、各府省における運用の見直しを求める提案**があり、基本4情報による利用の徹底を周知する予定。

令和7年地方分権改革に関する提案募集における提案

【団体】

中核市市長会（西宮市）

【具体的な支障事例】

不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条では、申請情報を登記所に提供して登記申請を行わなければならないとされている。申請情報に当たっては、住民票の写し、住民票コード確認書等を提供することによって行われる場合が多く、市区町村には、それらを発行するための負担が生じている実情がある。実際、中核市の中には住宅家屋用証明書申請ベースで年間2,500件以上の不動産登記申請が行われていると推定している市があり、**住民票の写し、住民票コード確認書等の発行事務に係る負担は非常に重い**。また、不動産登記申請のほかに、司法試験や司法試験予備試験の受験願書の受理事務や、道路運送車両法に基づく自動車の変更登録の申請の受理事務についても、住基ネットが利用可能にもかかわらず、住民票の提出又は住民票コードの提供を求めている。

住民の利便性向上を図るとともに、今後の自治体行政を維持する上で、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行件数を減少させることは不可欠であることから、上記の事務のように**住基ネット利用可能な事務についても、住民票の写しの提出や住民票コードの提供をしなくとも申請が可能となるよう、関係府省において所要の規定の整備、運用の見直し等の対応を講じられたい。**

令和7年地方分権改革に関する提案募集における二次回答

司法試験及び司法試験予備試験については、令和8年度に実施する試験から国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、マイナンバー情報連携により住民票の写しの添付または住民票コードの記載は不要となる予定である。現在、オンライン出願の実現に向け、関係機関と連携して検討を進めているところである。

司法試験及び司法試験予備試験については上記のとおりであるが、**他の住基ネット利用事務についても、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用を徹底して参りたい。**

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

（1）住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

- 公的個人認証を活用した最新4情報提供 -

（2）マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

（3）住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

（1）都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

（2）住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

- 例えば、顧客が転居しその旨を顧客自らが申し出ない場合、新住所を照会の上で契約書や通知書等について再配達を行うなど、事業者は顧客の最新4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を把握できないことで一定の追加コスト（人件費・郵送料等）を負担している。
- これを踏まえ、令和5年5月から、公的個人認証を活用し、**住所等の変更により署名用電子証明書が失効・再発行された利用者について、あらかじめ本人が同意していることを前提にJ-LISから変更後の最新4情報が提供される仕組みを開始。**

最新4情報提供の概要

利用者



【前提】
最新4情報の提供に同意

氏名、住所
等を提供す
ることの同意

署

電子
証明書

SP事業者



新4情報

PF事業者



① 電子証明書の
失効を確認

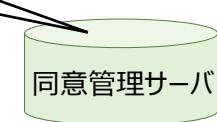
新4情報

J-LISの同意管理サーバに
「住所等に変更があれば提
供の求めに応じ提供するこ
と」が記録される。

② 提供依頼

新4情報

J-LIS



同意管理サーバ

④ 新4情報の提供

③ 新4情報の提供

最新4情報提供の利用状況

- 令和7年11月7日現在、導入民間事業者数は29社であり、そのうちSP事業者は保険会社4社や証券会社1社などの15社に留まっている。
※ 生命保険会社は32社、証券会社は26社がSP事業者となっている。
- 利用状況としては、年間16,004件（令和6年）、主な利用は、生命保険会社の氏名、住所変更となっている。
→ 生命保険会社等の金融機関でより利用が広がる余地があるのではないか。

- 今回、PF事業者や最新4情報の提供を導入していないSP事業者にヒアリングを行ったところ、導入に向けた課題について以下の
ような意見があった。
- ヒアリング結果を踏まえると、検討の方向性は以下のように考えられるのではないか。

事業者へのヒアリング結果

※PF事業者4社、SP事業者2社

【同意の取得の手続について】

- 事業者は、利用者のユーザビリティの観点から、同意の取得を可能な限り簡素な手続で行いたい。
しかし、デジタル庁・総務省が示すひな形は文言が多く、それをそのまま使用すると利用者の離脱につながってしまうおそれがある。
また、「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン（デジタル庁・総務省）」の記載では、例えば、次の点等
がどこまで許容されるかが不明確。
(例)
① 口座開設申請等、提供するサービスへの申込みと4情報提供の同意に対し、一括で電子署名を行ってよいのか
② 同意の取得画面で顧客に説明する事項について、文言の簡素化をどの程度行うことができるのか
- ガイドラインにおいて、事業者は顧客に1年に1度、利用者に同意状況を確認する旨（利用者に同意意思や同意項目の変更の有無に
について確認を促す目的）が記載されているが、1年に1度の確認の連絡は負担に感じる。

※ 同意については、令和3年の法改正時の衆・参附帯決議において慎重な運用が求められており、有効期限は10年、同意後もいつでも取り消す
ことが可能とされている（省令で規定）。

附帯決議（衆）：地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、
同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。

【メリットや費用効果について】

- 具体的にどういう事務に活用することができるのかや、J-LISやPF事業者への手数料を踏まえても経費等の削減効果がどの程度
あるのかなど、事業者が知りたい情報が不足しており、他の事業者の導入状況を様子見しているのではないか。
- 利用者の意思に反した4情報提供が行われてはならないことを前提としつつも、「同意の取得」の手続についてより簡素化・柔
軟化できないか、ガイドライン等の見直しについて検討する必要があるか。
- 具体的なメリット等がわかりづらいという意見を踏まえ、今後、先行事業者に導入により得られた効果等について更にヒアリングを
行い、好事例の横展開を図ってはどうか。

公的個人認証を活用した最新4情報提供について

中間とりまとめの記載

- 公的個人認証については、令和5年（2023年）から住所等の変更により署名用電子証明書の再発行を受けた者について、あらかじめ本人が同意していることを前提に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から変更後の4情報がPF事業者やSP事業者に提供される仕組み（以下「最新4情報提供」という。）が開始されている。
- 最新4情報提供は、民間事業者が最新の4情報を把握するコストの低減に資するとともに、住所等の変更があった場合であっても、本人が改めて住民票の写しにより4情報を提供することが不要となることから、住民票の写しの交付件数の削減に資するものである。
- しかしながら、公的個人認証を活用できる民間事業者が増加する一方、このうち最新4情報提供を導入する民間事業者は、保険会社等の22社（PF事業者15社、SP事業者7社）に留まっており（令和7年（2025年）6月1日現在）、今後利用拡大を図る余地が大きいと考えられる。
- 最新4情報提供を導入していない事業者へのヒアリングでは、導入に向けた課題に關し以下の意見が挙げられた。
 - ・ 本人から同意を取得する手続・手法等について、簡素化・柔軟化できる範囲をガイドライン等においてより明確に示してほしい
 - ・ 最新4情報提供を活用することにより得られる具体的なメリットについてわかりやすく示してほしい
- このため、最新4情報提供はあくまで本人の同意に基づくものであることを前提としつつも、今後、利用者本人の利便性や事業者の事務負担の軽減等の観点から、同意取得の手続等について簡素化や柔軟化を図るため、ガイドライン等の見直しを含め検討することが求められる。
- また、既に最新4情報提供を活用している事業者に対して、導入により得られた効果等についてヒアリングを行い、効果的な活用方法の横展開を図ることも必要である。



最新4情報提供の導入をより拡大していくため、効果的な活用事例や事業者の導入検討に資するQ&A等を公的個人認証サービスガイドラインに追加するとともに、公的個人認証を活用するメリットについて、わかりやすく周知する。

公的個人認証を活用した最新4情報提供の普及促進について

- ヒアリングを踏まえた導入前後の手続フローの変化や導入のメリット等に関する効果的な活用事例や事業者の導入検討に資するQ&A等を公的個人認証サービスガイドラインに追加するとともに、公的個人認証を活用するメリットについて、わかりやすく周知する。
→ SP事業者や金融関係の業界団体等に対して周知を行い、**公的個人認証を活用した本人確認及び最新4情報提供の積極的な活用を依頼。**

効果的な活用事例

1 改姓や住所変更等の手続に活用する事例

【導入前】利用者からの連絡をコールセンターや職員が受け付け、郵送や訪問により対応。

【導入後】4情報提供の変更を事業者が把握し、自動的に変更、又はインターネットページでのお知らせや職員により変更手続を案内。

【メリット】

- 郵送代やオペレーターの削減につながる。また、職員が利用者情報を管理する負担が軽減できる。
※例 利用者1人当たり1000円程度の事務費削減。コールセンター業務10%削減など
- 住所の変更を把握することで、職員が利用者に接する機会となり、サービス内容の見直し等を提案することができる。
- 職員が常に利用者の住所を把握できるため、利用者が住所不明となる可能性を低減でき、住所調査のための住民票の写しの請求回数を削減することができる。**

2 サービス提供の迅速化に活用する事例

【導入前】終身年金保険や地震保険等の支払の際に、利用者が住民票の写しを提出し、最新の氏名や住所等を確認した上で支払いを行う。

【導入後】最新4情報提供によって常に利用者の最新の電子証明書の記録事項を把握していることで、当該電子証明書の有効性確認により直ちに生存・住所確認等を行うことができ、書類のやりとりなく迅速に保険金を支払うことが可能。

【メリット】

- 利用者からの住民票の写しの提出が不要になり、迅速なサービス提供が可能となる。

追加したQ&A

最新4情報提供の同意取得の簡素化に資するよう、以下をQ&Aで明示

- サービスの利用申請と、最新の基本4情報の同意に関する画面を分け、**利用者の意思がそれぞれ確認できる形になっているのであれば、1回の暗証番号の入力でそれぞれに署名用電子証明書を付すこととして差し支えないこと。**
- 同意の取得に当たり、利用者に確認していただくべき事項としてお示ししているひな形は、正しく理解していただくために必要な事項を掲げているため、項目を省略することは適当ではないが、**文言を平易なものとすることは差し支えないこと。**

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

（1）住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

- コンビニ交付の利用促進 -

（2）マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

（3）住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

（1）都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

（2）住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

コンビニ交付の利用促進

中間とりまとめの記載①

- コンビニ交付については、現在、導入団体は1,300団体を超え、対象人口は約1億2,000万人と拡大し、住民票の写しの交付通数も年々増加し、令和5年度は1,713万通となるなど、住民の利便性向上と窓口負担の軽減に繋がっている。また、自治体のニーズに応じ、郵便局に自動交付機を設置してコンビニ交付のように利用される場合もある。
- 利用状況については、人口規模の大きい団体ほど交付通数の伸びは顕著であり、窓口事務の軽減効果やそれに伴う財政負担の軽減効果も大きいと考えられるが、住民票の写しの発行総数のうちコンビニ交付による発行の割合（令和5年度27.6%）は、全国のカード保有率（令和6年度末:78.3%）と比較して小さく、向上の余地が大きいことから、様々な媒体等を活用して、コンビニ交付の認知度を向上させることが重要である。
- 人口一人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体にその要因等を調査したところ、通常の窓口交付に比べて交付手数料を安価（期間限定で1通「10円」等）に設定する取組や、自治体のSNS・広報誌等を通じてメリットや使用方法を動画等でわかりやすくPRする取組等が見られたところで、更なる住民の利便の向上や窓口負担を軽減する観点から、先進自治体の取組の周知・全国的な横展開により、コンビニ交付の利用を更に促進することが求められるのではないか。
- また、令和7年（2025年）4月時点で、コンビニ交付の参加団体の全人口に対するカバー率は97.8%に達する一方、人口規模の小さい市町村を中心に363団体が未参加であり、未参加の主な理由として、費用対効果が見込めないことや運用コストの負担が大きいことといった財政的な理由が多く挙げられている。
- 市町村がコンビニ交付を実施する際には、初期経費として市町村側のシステム改修費等が必要となるほか、運用経費として、市町村側のシステムの保守費用に加え、J-LISへの運営負担金やコンビニ等事業者への委託手数料が必要となる。
- 小規模団体の運営上の課題となっている運用経費のうち、コンビニ事業者への委託手数料は交付件数に応じた従量制方式となっている一方、J-LISへの運営負担金は、人口規模別の固定費として設定されている。現在も小規模団体の負担軽減が図られているものの、全国的に交付件数が増加する中、1件当たりの負担金という観点で見ると、小規模団体ほど負担が相対的に重くなる傾向にある。
- 交付件数の増加が顕著な大規模団体を中心に交付1件当たりの経費が減少し、事務負担の軽減効果も増大していると推察される一方、小規模団体の負担が依然として大きい現状に鑑みると、コンビニ交付の運営の持続可能性を確保するため、今後、費用負担構造をより適切な形に見直すことが求められる。その際、例えばJ-LISへの運営負担金等については、より受益に応じた適正な負担形式とする観点から、現在の固定費方式だけでなく、交付件数に応じて負担する方式（従量制方式）の導入についても検討する必要があると考えられる。

コンビニ交付の利用促進

中間とりまとめの記載②

- また、各種証明書のコンビニ交付への対応状況については、住民票の写しや印鑑登録証明書については、全ての導入団体が対応している一方、戸籍証明書や税証明書については、小規模団体を中心とした未対応団体が多く見られた。
- 住民の利便性向上やコンビニ交付の更なる利用率向上の観点からは、戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大を検討する必要があると考えられるが、拡大に際して、小規模団体において共通する課題も洗い出しつつ、対応を検討する必要があるのではないか。
- さらに、令和6年度に地方分権提案がなされた「賦課期日以降に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税証明書等をコンビニ交付に対応させること（コンビニでの課税証明書の広域交付）」については、全国の自治体へのニーズ調査の結果、約7割の団体から「改修の必要性を感じる」との回答が示された。
- 住民の利便性向上や窓口における事務負担等の軽減の観点から、課税証明書の広域交付の実装に向けた検討を進める必要があるが、実現に際しては、J-LISのシステム改修のための経費が必要であることにも留意する必要があると考えられる。



- 中間とりまとめにおいて検討項目とされている4点の対応については、以下のとおり。
 - ① **先進自治体の取組の周知・全国的な横展開**
⇒ 各自治体の先進的な取組についてヒアリングを行なったところ、事例集としてとりまとめて提供することとする。（⇒参考資料を参照）
 - ② **より受益に応じた適正な費用負担構造への見直し**
⇒ コンビニ交付サービス全体の持続可能性を確保するため、中間とりまとめにおいて得られた結論や、昨今の物価高騰等も踏まえつつ、引き続き適切な費用負担構造の検討を進め、今後、自治体への理解を求めていく必要がある。
 - ③ **戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大**
 - ④ **課税証明書の広域交付**
⇒ 次頁以降においてさらなる検討を行う。

全国の市区町村における各種証明書のコンビニ交付への対応状況

第3回WG資料
(一部改変)

- ・住民票の写しや印鑑登録証明書については、コンビニ交付を導入している全ての団体が対応している一方、**税証明書や戸籍証明書については、小規模団体を中心に対応していない団体が多く見られる。**

＜全国の市区町村における各種証明書のコンビニ交付への対応状況（令和7年4月15日時点）＞

コンビニ交付導入団体数 a	住民票の写し		印鑑登録証明書		課税証明書		戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
	対応団体数	aに対する割合	対応団体数	aに対する割合	対応団体数	aに対する割合	対応団体数	aに対する割合	対応団体数	aに対する割合
1,371	1,371	100.0%	1,371	100.0%	979	71.4%	789	57.5%	746	54.4%

＜コンビニ交付参加自治体（全1,371団体（令和7年4月15日時点）のうち戸籍証明書未対応自治体の詳細）＞ 単位：団体

	政令市	中核市	特別区	一般市		町村			合計
				人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満	
団体数	0	5	5	35	173	188	116	60	582 (参加自治体のうち42.5%)

＜コンビニ交付参加自治体（全1,371団体（令和7年4月15日時点）のうち課税証明書未対応自治体の詳細）＞ 単位：団体

	政令市	中核市	特別区	一般市		町村			合計
				人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満	
団体数	2	6	3	24	111	116	69	61	392 (参加自治体のうち28.6%)

住民の利便性向上やコンビニ交付の利用率向上の観点から、**課税証明書や戸籍証明書などの発行可能な証明書種類の拡大**を検討する必要があるか。その際、**小規模団体において共通する課題も洗い出しながら、対応を検討**する必要があるか。

戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大について

検討

- 中間とりまとめにおいて、「戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大を検討する必要があると考えられるが、拡大に際して、小規模団体において共通する課題も洗い出しつつ、対応を検討する必要があるのではないか」とされていることを踏まえ、以下共通する課題について分析する。
- 小規模団体（町村）の戸籍証明書未対応自治体の内訳を確認すると、**約5割（171団体/364団体）**が**BCL参加自治体**となっている。

＜BCLとは＞

BCLとは、主に小規模団体における共同利用を念頭に置いた、J-LISが提供するクラウドサービスであり、住民情報システムの連携用データを保管し、必要な情報を取り出すことで、コンビニ交付サービス等の行政サービスが利用可能となる。（住民票、印鑑証明書、課税証明書の発行に対応）

- 上記データを踏まえれば、BCLに戸籍証明書発行機能を追加することで、より多くの小規模自治体が最小の負担でサービス強化を実現できるのではないか。

＜コンビニ交付参加自治体（全1,371団体（令和7年9月15日時点）のうち戸籍証明書未対応自治体の詳細＞ 単位：団体

政令市	中核市	特別区	一般市		町村				合計	
			人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満	計		
BCL参加団体※	0	1	0	5	60	76	53	42	171 【約5割】	237
非BCL団体	0	4	5	30	113	112	60	21	193	345
合計	0	5	5	35	173	188	113	63	364	582

※ 今後BCLへの乗り換えを予定している自治体を含む。

BCLについても戸籍証明書等の発行に対応できるよう検討を進める必要があるか。

コンビニでの課税証明書の広域交付について

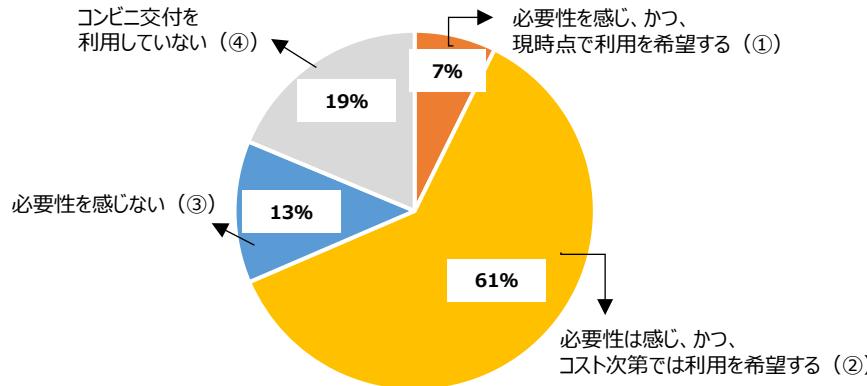
- 令和6年度地方分権提案において、「賦課期日以降に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税証明書等を、コンビニのキオスク端末により取得可能にしていただきたい」旨の提案があったことを踏まえ、全国の自治体での導入ニーズを調査。
- 調査の結果、約7割の団体から「改修の必要性を感じる」との回答が示された（一方で、自治体の証明書発行サーバー・J-LIS証明書交付センターのシステム改修費用や運用費用が課題との意見が一定存在する）。

＜調査概要＞

○調査期間：令和7年3月19日～令和7年3月26日 ○調査対象：全1,741市区町村 ○有効回答数：1,449市区町村

＜調査結果＞

Q：賦課期日（1月1日）以降に他の市区町村に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税（非課税）証明書をコンビニ交付で取得可能とすることについて、当該取得を可能とする改修を行う必要性を感じるか。また、必要性を感じる場合、貴団体は当該サービスの利用を希望するか。



	①	②	③	④
回答数	106	887	185	271
割合	7%	61%	13%	19%

約7割の団体が必要性を感じ
利用を希望

＜主な意見＞

- 転出者の課税証明書の取得は、**郵送請求が多く、取得側も自治体側も負担が大きいため、郵送請求に代わる手段として導入を検討**したい。（東京都A市）
- 1月1日現在の住所地での課税という住民税課税の性質上、賦課決定時期である6月において住所地が違うということはままあることであり、転出先のコンビニで交付を受けることができれば、**利便性の向上や課税証明書交付事務負担の軽減につながる**。（山口県B市）
- 市外転出者にとって、現在の仕様はあまりにも不便。問合せも絶えず、その都度「交付不可」と伝えるのは**業務上大きな負担であり、導入を希望**。（三重県C市）
- 当町では、転出者に係る所得証明書の郵送請求は年に数回あるかどうかである。改修費用はもとより、システム導入後の維持費の負担も大きくなることが見込まれ、**費用対効果が非常に低いことから、導入に当たっては慎重な検討が必要**。（福島県D町）
- 実現のためには、**J-LISのシステム改修のための経費が必要**であることに留意しつつ、**住民の利便性向上・コンビニ交付の利用率向上の観点や窓口における事務負担の軽減の観点から、課税証明書の広域交付の実装に向けた検討を進める必要がある**。

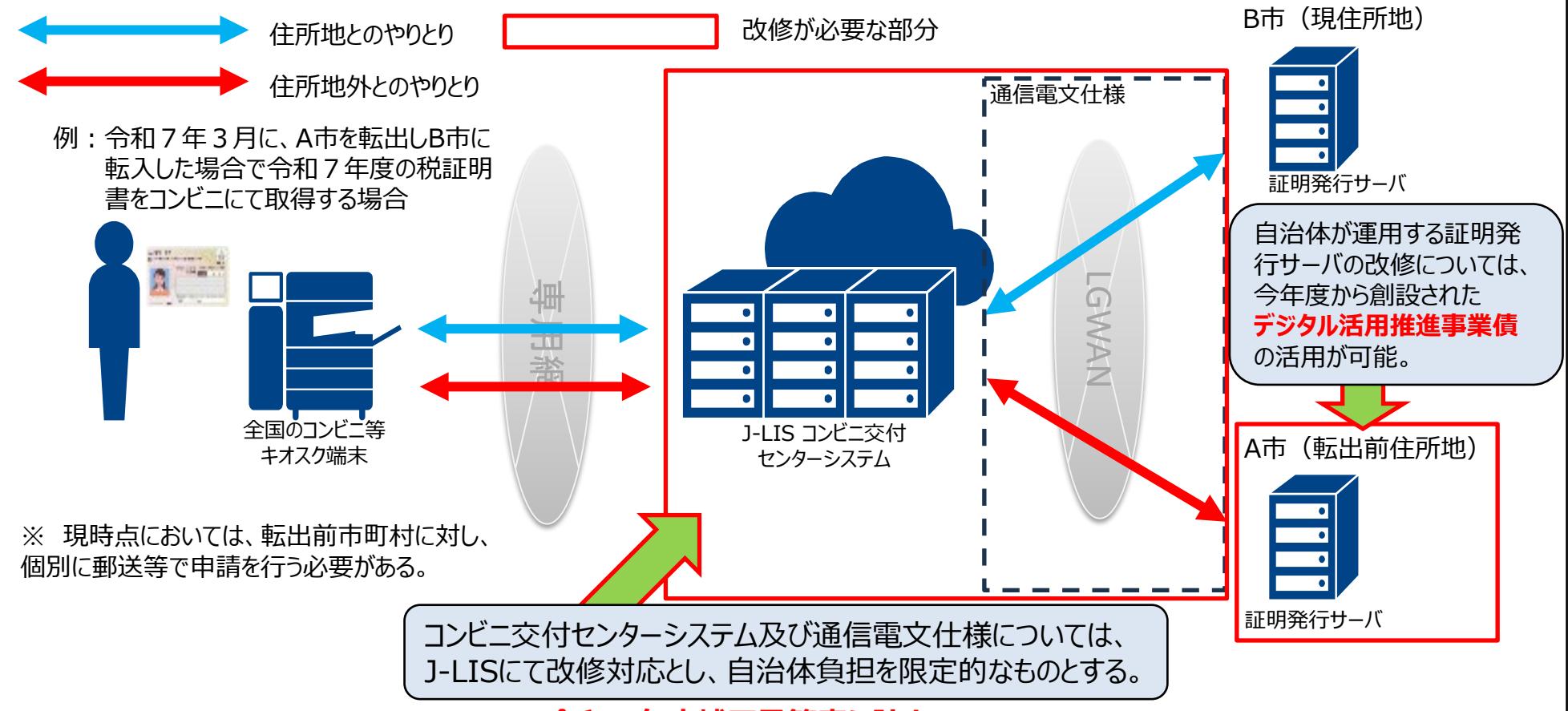
※ なお、自治体のコンビニ交付の機能拡充のための経費については、特別交付税措置やデジタル活用推進事業債の対象。

課税証明書の広域交付について

検討・対応の方向性

- 調査の結果、回答のあった団体のうち、約7割の団体からそのニーズが示される中、住民の利便性向上や窓口における事務負担等の軽減の観点から、課税証明書の広域交付の実装に向けた検討を具体的に進めていくことが求められる。
- 当該申請を可能にするためには、地方公共団体情報システム機構及び地方公共団体において**広範囲なシステム改修**が必要であり、国としても改修の必要性や効果等を踏まえつつ必要な支援が求められるのではないか。

システム改修概要図



(参考) 1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体の分析

- ・ 住民票の写しの交付について、人口1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体にその要因等を調査。
- ・ 人口1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体においては、通常の窓口交付に比べて交付手数料を安価（たとえば1通「10円」など）に設定することのほか、そのメリットを自治体SNS・広報誌等でPRすることなどの取組を通じてコンビニ交付の利用を促進している。

＜取組① 交付手数料の引き下げ＞

通常の窓口交付に比べて恒常に交付手数料を100～200円引き下げているほか、期間を限定し、1通10円などの大幅な交付手数料の引下げを行うことにより、コンビニ交付利用への誘導を図っている。

※ 前ページのE市においては、①恒常に交付手数料を100円引き下げているほか、②令和5年度の1年間は1通10円に設定している。

＜取組② 各種広報手段を用いた利便性や交付手数料引下げ等のPR＞

自治体のHPやSNS、広報誌等により「コンビニ交付の利便性」や「お得さ」をPRしている。特に、自治体のHPでは、「コンビニのキオスク端末の使用方法を解説する動画」が掲載されている場合もあり、広く住民がコンビニ交付を利用しやすくなるための工夫が見られる。

※ 前ページのD市においては、庁舎窓口で証明書の交付をする際に、併せてコンビニ交付をPRするチラシを配布している。

＜取組③ 各種証明書の提出先と連携したコンビニ交付への誘導＞

各種証明書の提出先（域内の金融機関や学校等）と連携し、手続に際して「証明書はコンビニでも取得可能」であることを周知・案内してもらうことなどにより、コンビニ交付利用への誘導を図っている。

＜取組④ 窓口における庁内自動交付機の案内＞

各種証明書の交付を受けるため庁舎窓口を訪れた者に対し、庁内に設置している自動交付機の利用を案内することにより、「コンビニ交付の便利さやお得さ」を実感してもらい、次回以降のコンビニ交付の利用につなげている。

コンビニ交付の更なる利用促進を図る観点から、上記のような取組の周知や全国的な横展開が求められるのではないか。
次ページ以降において、先進自治体における取組事例を紹介する。

(参考) 1人当たりのコンビニ交付利用通数増に向けた取組事例①

コンビニ交付の利用促進に向けた様々な取組が各自治体で行われ、人口1人当たりのコンビニ交付利用通数の増加につながっている。

取組①・②

○各種広報手段を用いた利便性や交付手数料引下げ等のPR (熊本県熊本市)

概要

▶ HPや公式LINE、SNS等にコンビニ交付に関するお知らせを掲載。また、「コンビニ交付の利便性」や「お得」さをPRするチラシを作成し、主にマイナンバーカード交付の場面で配布し、利用拡大を促進している。

▶ 特にHPでは「キオスク端末を実際に使用する動画」も掲載し、コンビニ利用を促す工夫がされている。

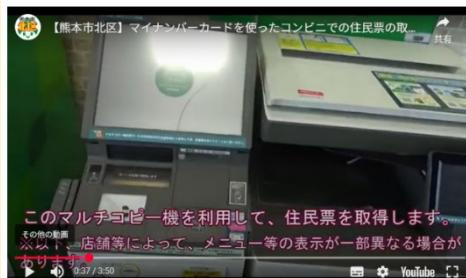
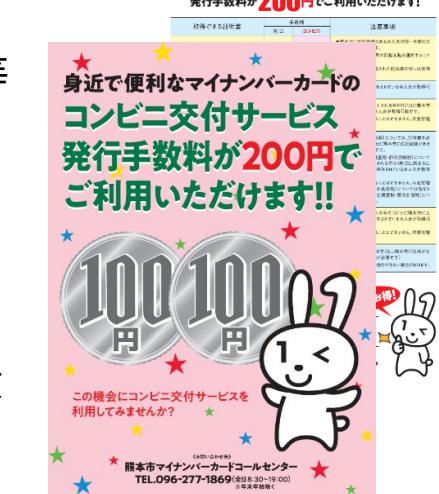
コンビニ交付利用率
(R7.9末時点、対応証明書全て)

R4 : 36.62%

⇒R5 : 55.13%

⇒R6 : 57.29%

⇒R7 : 60.76%



(参考) コンビニ交付利用率の全国平均
⇒27.6% (R5年度、住民票の写し)

取組①・④

○ 窓口における庁内キオスク端末の案内及び交付手数料の引下げ

概要

▶ 各種証明書の交付を受けるため庁舎窓口を訪れた者に対し、庁内に設置しているキオスク端末の利用や操作方法を案内

▶ コンビニ交付の便利さやお得さを実感してもらい、次回以降のコンビニ交付の利用につなげている。

▶ 期間を限定して、コンビニにおける証明書の交付手数料を10円に引下げ（令和5年度）。

▶ 令和6年度以降は、窓口交付に比べて100円程度の交付手数料引下げ幅としているものの、高いコンビニ交付利用率を維持できている。

コンビニ交付利用率
(R7.9末時点、住民票の写し)

R4 : 32.7%

⇒R5 : 60.4%

⇒R6 : 59.5%

⇒R7 : 60.7%



(参考) 1人当たりのコンビニ交付利用通数増に向けた取組事例②

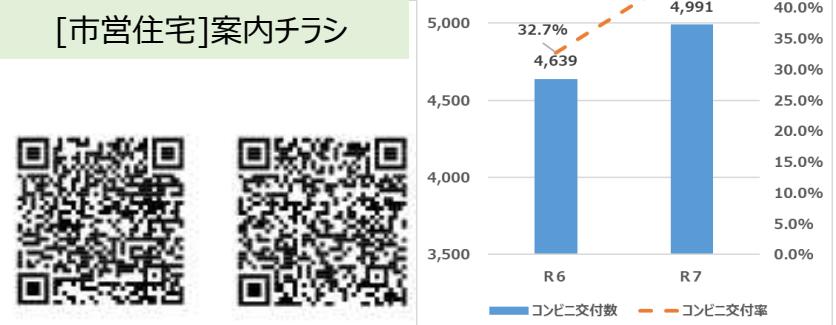
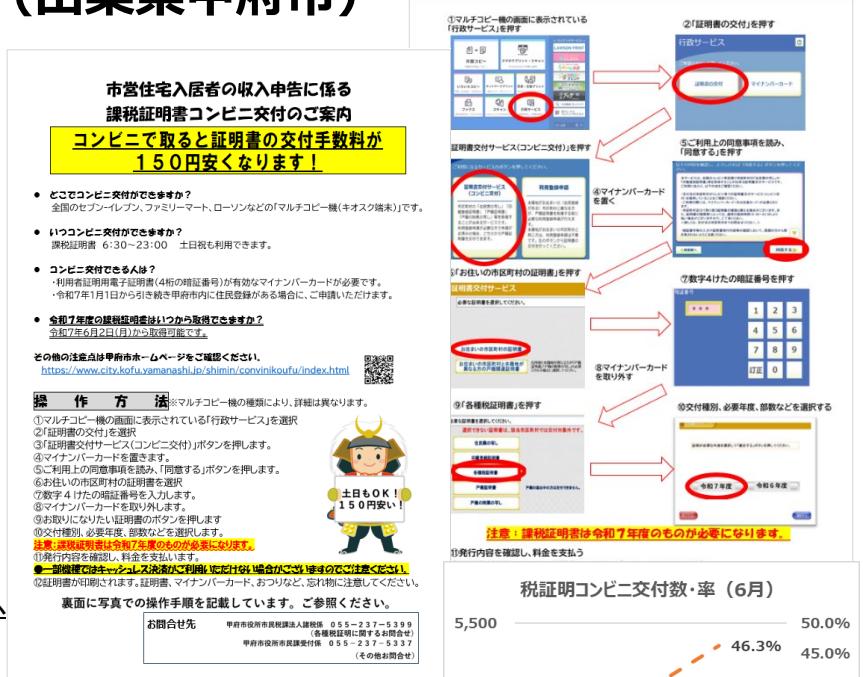
コンビニ交付の利用促進に向けた様々な取組が各自治体で行われ、人口1人当たりのコンビニ交付利用通数の増加につながっている。

取組③

○ 証明書提出先と連携したコンビニ交付への誘導（山梨県甲府市）

概要

- ▶ 住民票の写しや課税証明書などの各種証明書は「コンビニでも取得可能」であることをPRするチラシを作成。庁内関係部署や県に協力を依頼し、広く周知をしている。
 - ▶ 具体的には、児童手当の現況届の提出に際して住民票の写しあり課税証明書が必要となることから、県の担当部署を通じて県庁職員をはじめ、県警察や県教育委員会に対し、案内用チラシを用いた周知を実施した。
 - ▶ 県営住宅管理担当に協力を依頼し、県営住宅の更新通知とあわせて市で作成したコンビニ交付の利用を促すチラシを同封していただいた。
 - ▶ また、市営住宅の更新時に課税証明書の提出が必要であることから、市営住宅の管理人から対象者に対しチラシを配布していただき、コンビニ交付利用への誘導を図った。
 - ▶ 市営住宅向けの周知の際には、チラシにキオスク端末の操作手順を掲載し、県営住宅、児童手当の周知の際には市のホームページに証明書の取得手順を写真付きで解説する専用ページを設け、QRコードをチラシに掲載するなど、よりわかりやすいものとなるよう改善を図った。
 - ▶ これらの取組は令和7年度から実施。コンビニ交付利用通数が増加とともに、コンビニ利用率についても昨年度と比較して上昇しており、一定の効果がみられる。



〔現況届〕HP二次元コード

〔税証明〕コンビニ交付数・率

(参考) 1人当たりのコンビニ交付利用通数増に向けた取組事例③

コンビニ交付の利用促進に向けた様々な取組が各自治体で行われ、人口1人当たりのコンビニ交付利用通数の増加につながっている。

取組②

○ 各種広報手段を用いた利便性等のPR (東京都福生市)

概要

- ▶ マイナンバーカード交付時にお渡しするガイドブックに、コンビニ交付が「簡単・便利・お得」であることをPRするページを掲載。



- ▶ コンビニ交付の利便性や利用方法を紹介する動画をHPに掲載。英語版も制作し、外国人住民の方にも広く周知している。



- ▶ また、令和6年度からは庁内にキオスク端末を設置し、積極的な利用案内を行っている。

コンビニ交付利用率（住民票の写し）

R4：17.7% ⇒ R5：25.1% ⇒ R6：34.5%

取組②・④

○ 市有施設や民間施設等へのキオスク端末の設置及び各種広報手段を用いた利便性等のPR (北海道釧路市)

- ▶ 市有施設のほか、民間施設、郵便局、自動車会館（自動車協会等が入居する施設）などの身近な施設にキオスク端末を設置。各施設においては、機器の操作説明等に対応するとともに、コンビニ交付の利便性をPRしている（令和5年度から設置）

- ▶ また、HPや公式LINEでコンビニ利用の利便性について情報発信をしているほか、広報誌にマイナンバーカード関係の記事を掲載する際に、コンビニ交付の利便性についてもPRしている。

早く、かんたん便利

● コンビニで…
住民票などの証明書が
取れます！

コンビニ交付サービス

市では、市民の利便性向上のため、マイナンバーカードを利用した各種証明書コンビニ交付サービスを行っています。

お昼休みや夜間、さらに休日でも、自分の都合に合わせて取得できます。

取得できる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書
利用時間

土・日曜日、祝日を含む午前6時30分～午後11時（戸籍のみ平日の午前8時50分～午後5時20分）

必要なもの

マイナンバーカード、交付手数料、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

※電子証明書は市役所窓口または釧路市西部マイナンバーカードセンターで設定することができます。

[広報誌（抜粋）]

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

マイナンバーカード交付関連事務に係る負担軽減方策

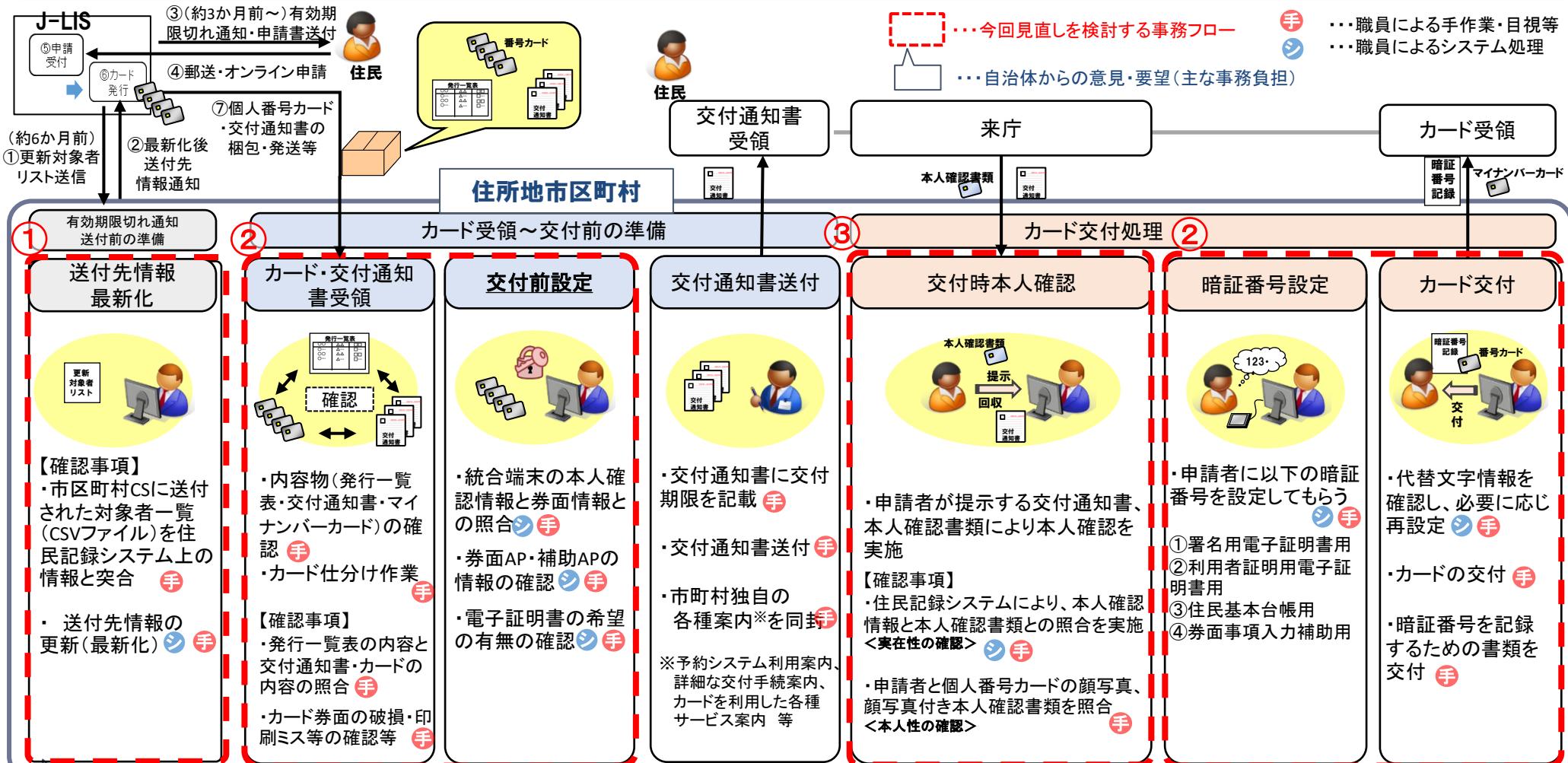
中間とりまとめの記載

- 今後、市町村において、マイナンバーカードや電子証明書の更新に係る業務の増加が見込まれることを踏まえ、転出時のカードの継続利用手続を含め、市町村のカード関連事務に係る窓口負担の軽減を求める声が多く存在する。この点について、市町村からのヒアリングでは、以下のような意見があった。
- ・ カードの更新件数が増加する中、日中は窓口対応を優先するため、交付前設定の作業を時間外に行うことが多く、恒常的な超過勤務の要因となっている。特急発行の場合と同様に、通常の交付申請により発行されるカードに係る交付前設定や暗証番号の設定もJ-LISで一括処理できないか。
 - ・ 有効期限切れ通知の送付に先立ち必要となる送付先情報の最新化については、個別に手作業での処理が必要であるが、更新件数の増により事務処理が膨大となるため、システム上で一括処理できないか。
 - ・ 市町村独自で行っているカード管理簿の記入のほか、J-LISからのカード等の送付物の開封や仕分け、交付通知書やカード管理等が負担となっている。また、事務処理要領で定められた交付記録簿の作成や、転居時に転居届とは別に提出を受けるカード関係の複数の届出を確認することについても負担が大きい。
 - ・ カードと健康保険証や運転免許証等との一体化により、本人確認書類が減少する中、紛失や災害等によりカードが消失した時に、本人確認が困難となることが想定される。J-LISが保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことで、カードの再発行を可能とできないか。
- これらの市町村から挙げられた意見を踏まえ、市町村のマイナンバーカード交付・電子証明書の記録に係る事務における標準的な業務フローを分析・可視化した上で、具体的な事務処理の効率化方策について、早急に検討することが求められる。その際の検討の方向性としては、デジタル完結の視点から、事務処理を可能な限りデジタル化することを基本とすることが必要である。



マイナンバーカード交付関連事務の負担軽減方策を検討するにあたっては、市町村における標準的な業務フローを手作業とシステム処理に分解・分類し、手作業で処理される業務のうち、特に事務負担が大きいとされる業務から優先的に、デジタル化による解決が可能かといった観点から検討していく必要があるか。

マイナンバーカード交付までの市区町村における一般的な業務フロー(交付時来庁方式の場合)



【各業務での事務負担面】

<主な意見・要望>
 ・対象者毎に個別に処理が必要。更新急増により件数が膨大なため、システム上で一括して申請書IDが付番される仕組等ができるか 等

<主な意見・要望>
 ・日中は窓口対応を優先し、**時間外に交付前設定を行うため、恒常的な超過勤務の要因。**
特急発行同様、J-LISで一括処理できないか。
 ・カード管理簿（自治体独自）の記入が負担
 ・送付物の開封・仕分け、交付通知書やカード管理等の負担あり（自治体によっては新規・更新・再交付、有料・無料の別に分類）

＜主な意見・要望＞

・予約案内等を交付通知書に同封・送付する作業が負担だが、市区町村の独自施策として必要。
 ・本人確認書類が減少し、災害時等の本人確認が困難。J-LIS保有の顔写真データの活用が可能か。

＜主な意見・要望＞

・**暗証番号設定に時間要する**（事前に未決定で長時間思考・更新時等の初期化対応・各暗証番号の説明 等）

④ <その他の意見・要望>

・事務処理要領で定める**交付記録簿の作成が負担**。要領の見直し等を図ってほしい。
 ・**転入時等に複数届出・確認が必要**。また、暗証番号忘れによる初期化対応が負担。

① 有効期限通知書の送付先情報最新化について

【「送付先情報の最新化」について】

- マイナンバーカード又は電子証明書（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書）が有効期限を迎える住民（「有効期限切れ対象者」）に対し、約3か月前にJ-LISから有効期限通知書が送付される。
- この有効期限通知書の送付が確実になされるよう、市町村においては、J-LISの運用する「カード管理システム」から送信される「有効期限切れ対象者一覧」（CSVファイル）を受領し、対象者一覧上のデータ（宛先情報等）が住民記録システムに登録された最新の情報と一致するかを確認するとともに、「交付申請書」の入力作業を行い、カード管理システムに「送付先情報」を通知している（=送付先情報の最新化）。



送付先情報の最新化作業を期限内に実施することで、住民に送付される有効期限通知書にオンライン申請や証明用写真機の申請に必要な「申請書ID」や「QRコード」が印字されることになる。

【参考】「送付先情報の最新化」事務の基本的なスケジュール（国外転出者及び居所登録者の場合を除く）

主体	項目	実施時期	作業内容
市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 有効期限切れ対象者一覧の受領・確認○ 交付申請書の入力	有効期限の5.5か月前～4か月前	<ul style="list-style-type: none">・ J-LISから市区町村のCSを通じて送信された有効期限切れ対象者一覧（CSVファイル）を受領し、<u>内容が最新の情報であるかを確認するとともに、交付申請書の入力作業を行い、カード管理システムに送付先情報を通知する（=送付先情報の最新化）。</u>※ 後日にも、有効期限切れ対象者一覧（CSVファイル）を受領し、その内容を確認する。
J-LIS 印刷事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 印刷事業者向け対象者一覧の送付○ 有効期限通知書の送付	有効期限の3.5か月前～3か月前	<ul style="list-style-type: none">・ J-LISから印刷事業者に対して「印刷事業者向け対象者一覧」を送付。・ 印刷事業者は有効期限通知書を印刷し、対象者へ発送。
住民	<ul style="list-style-type: none">○ 有効期限通知書の受領○ カード交付申請	有効期限通知書受領後から	<ul style="list-style-type: none">・ 住民は有効期限通知書を受領し、機関に申請を行う。

①有効期限通知書の送付先情報最新化 – 今後の対応の方向性 –

【住民記録システムの標準化について】

- 「住民記録システム標準仕様書」においては、

住民記録システムについて、有効期限切れ通知書に関する業務の今後の増大も見据え、「CS から送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能を設ける」ことを新たに「標準オプション」として設定された。



- 本機能が実装されることで、多くの団体において有効期限切れ対象者データの突合や交付申請書の入力作業（送付先情報の最新化）に要する事務負担の軽減が図られることが期待される。

先行導入する自治体における実装の効果事例

- ・交付申請書の入力だけで対象者 1 名あたり 1 分の事務負担の軽減につながった。（例えば、令和 7 年 1 月～8 月の対象者は約 5 万件あり、自動処理機能の実装により1ヶ月あたり少なくとも約 100 時間の処理時間の削減につながった）
- ・CSからの有効期限切れ対象者一覧の取得や交付申請書の入力作業等含む5分の作業時間 × 月約 2～3 千件の事務負担の軽減につながった。
- ・標準化前は毎月千人規模の対象者の最新化が必要だったが、標準化後その作業が必要なのは毎月約 10 人程度となった。

- ただし、本機能はあくまで「標準オプション」であり、現段階で、全団体が実装するわけではなく、団体の利用するベンダが本機能を提供しているか否かによりその実装の有無が分かれることが想定される

(ある都道府県では域内の市区町村のうち、約 6 割が実装済み又は実装予定である一方、約 3 割弱（うち半数が小規模自治体）は未実装又は実装予定なしとの回答)

また、本機能は、事務負担の軽減という観点からは期待がなされるものの、自治体の対応やベンダのリソース等への影響の観点等からも、一定の留意が必要と考えられる。

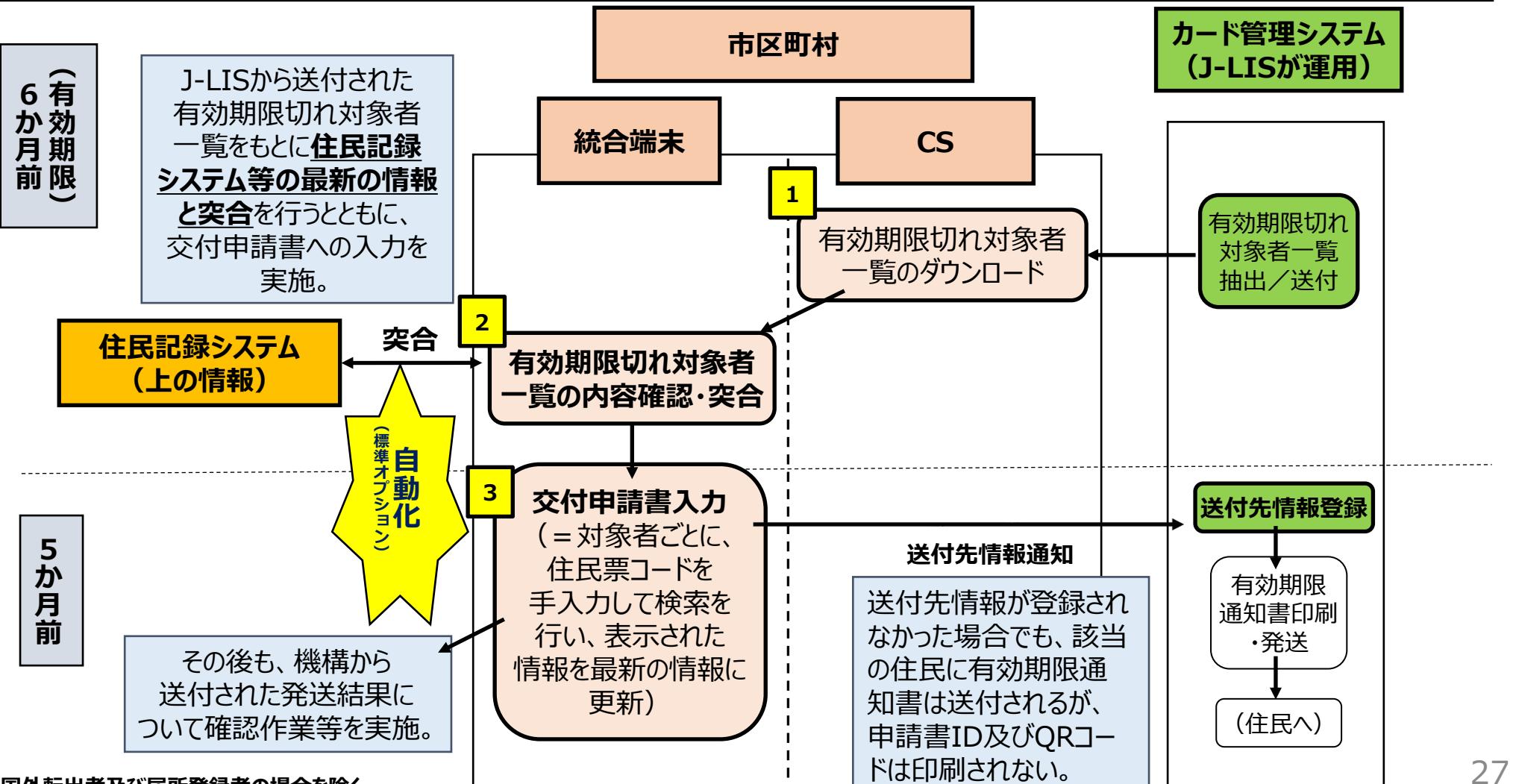


事務負担の軽減が期待される本機能の実装の推進を図る観点から、どのような対応ができるかを「自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）」において令和 8 年度以降に引き続き議論を行っていくこととしてはどうか。

①送付先情報最新化 –標準化オプション実装後の事務の流れ–

○現状、有効期限切れ対象者一覧（1）に含まれるデータ（宛先情報等）は、住民記録システム上の情報の異動（住所異動や氏名変更等）と連動したものではないため、送付先情報の最新化に当たっては、市町村において、有効期限切れ対象者一覧の内容確認・突合（2）に加え、交付申請書の入力（3）をする必要がある。

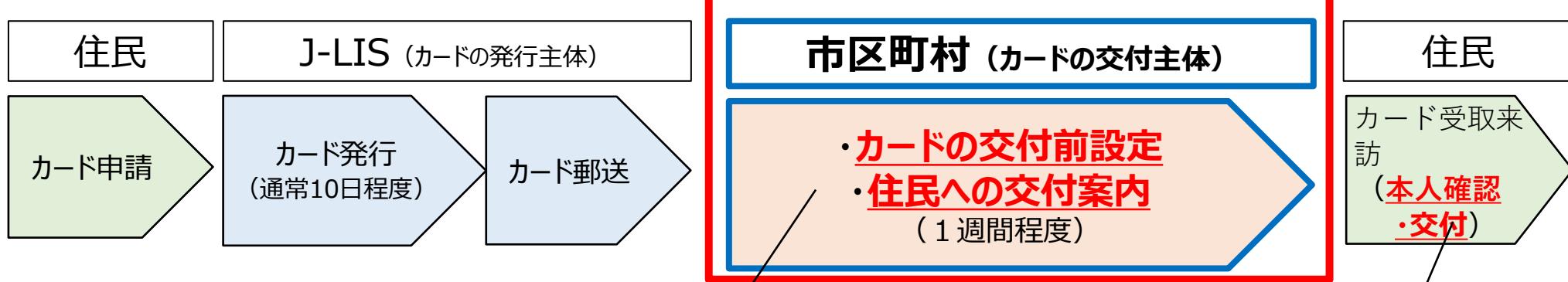
○住民記録システムの標準化（標準オプション）の進展により、下記 1～3 が自動化され、有効期限切れ対象者データの突合や交付申請書の入力作業（送付先情報の最新化）に要する事務負担の軽減が図られることが期待される。



②交付前設定について – 業務フローと市区町村の実施する作業 –

- マイナンバーカードについては、通常、住民からの郵送又はオンライン申請ののち、J-LISからカード等を受領した市区町村による「交付前設定」や「住民への交付案内」、「交付時の市区町村窓口での本人確認（交付時来庁方式の場合）」等、各段階における多岐にわたる作業を経て、交付へと至る。

（以下は通常発行・交付時来庁方式の場合） ※カード申請からカード交付までは概ね3週間～1ヶ月の期間



「交付前設定」「交付案内」段階での主な作業内容

- J-LISから受領したマイナンバーカードや交付通知書等の用意
- 目視等により、カード券面の印字不良や反り、チップの異常等の有無を確認
- 申請の時点からこれまでの住民の異動（転出、死亡等）の有無の確認
- 目視等により、統合端末の本人確認情報とカード券面の情報、申請書情報等との相互の照合
- 統合端末上での交付前設定の結果記録、処理漏れの有無の確認
- カードの保管場所への収納

※ 市区町村によっては、その後送付する交付通知書に同封する説明

書類についての判断や、本人確認時の窓口対応を丁寧に実施するなどの観点から、この段階で「成年後見」の該当の有無について全件の確認作業をしている例もある。



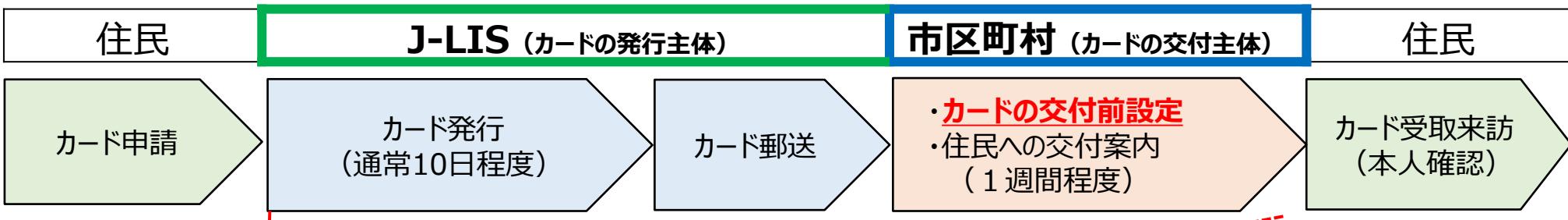
「本人確認」段階での主な作業内容

- 交付時の本人確認
- 暗証番号の設定
- カード交付

⇒ これらの作業が全て完了したのち、住民への交付案内（交付通知書の送付）を実施。

- マイナンバーカードについては、令和6年12月から、特に速やかな交付が必要な者（カードを紛失した者、出生者、国外からの転入者等）を対象に、**通常市町村で実施することとされている交付前設定（券面等の情報と住基の情報との照合、暗証番号の設定等）**を、**J-LISが代わりに対応することで大幅に短縮**するとともに、申請時に窓口で本人確認を行い、申請から交付までの期間を原則1週間とする、**特急発行の仕組み**を導入（処理能力：1万人／日）。

（通常発行・交付時来庁方式の場合） 1か月程度



（特急発行の場合）

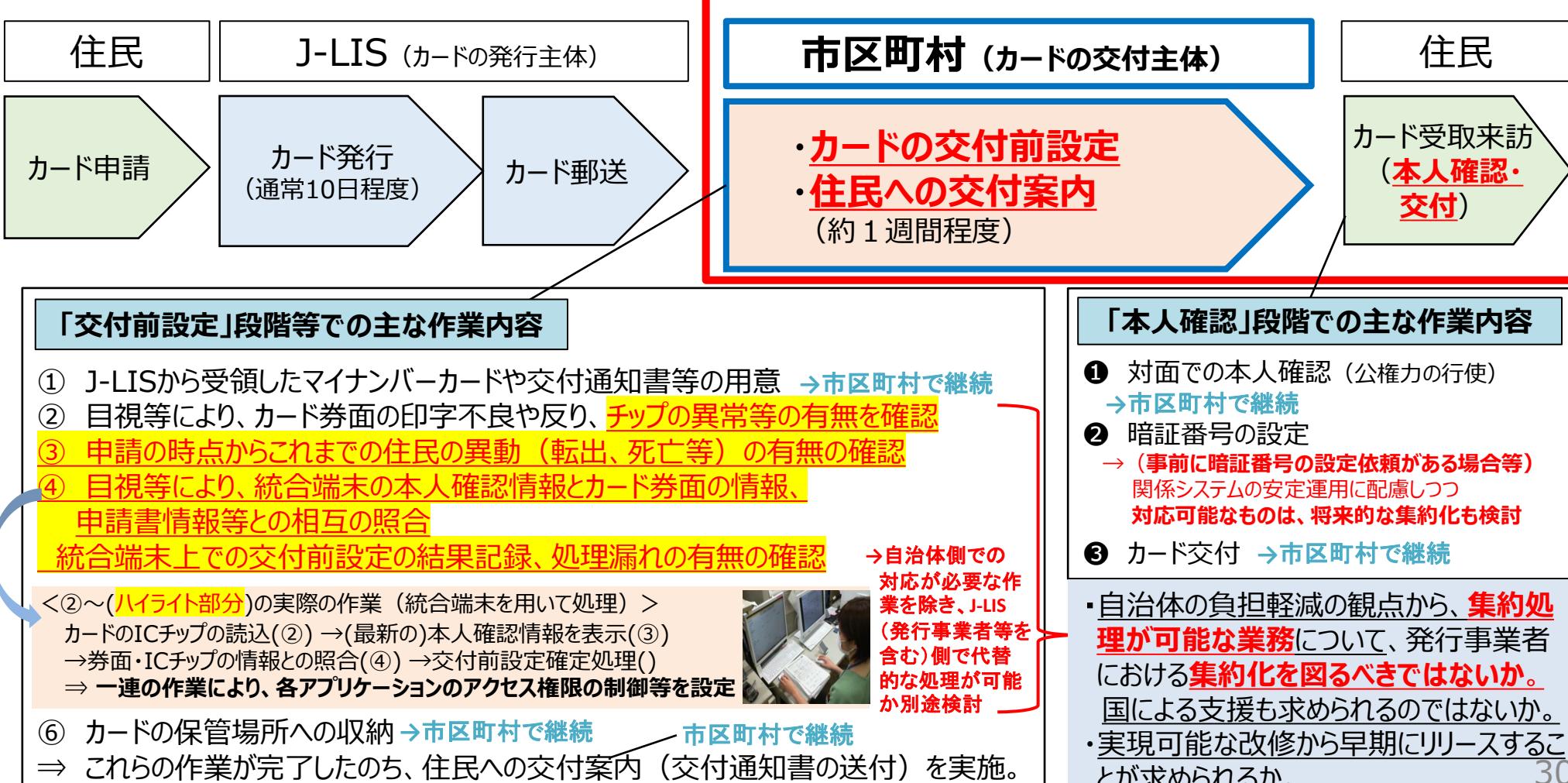


- 市区町村のカード関連事務のうち、**交付前設定等に係る事務負担が大きい**との自治体からの声を踏まえ、**通常発行の対象者**に係るマイナンバーカード関連事務に關しても、市区町村の負担軽減に繋げる観点から**特急発行の仕組みを応用することについて検討が可能ではないか**。※ただし、追加的な財政コスト等が必要となることにも留意が必要。

②交付前設定等の集約処理化 – 今後の対応の方向性 –

- 特急発行に加え、**通常発行**についても、**交付前設定業務**（手作業）のうち、自治体側での対応が必要な作業を除き、**統合端末上の作業**（住民異動情報・本人確認情報との照合、システムへの結果登録等）については、**J-LIS（発行事業者等を含む）側で集約処理が可能**と考えられる。また、交付業務についても、時間を要する作業（例：暗証番号の設定。マイナンバーカードの信用の起点となる対面での厳格な本人確認等を除く。）を中心に、更なる集約化が可能かどうかの検討が必要と考えられる。

（以下は通常発行・交付時来庁方式の場合）※カード申請からカード交付までは概ね3週間～1ヶ月の期間



③カード再発行時の本人確認について

第3回WGにおける主な議論

- ・ 健康保険証等との一体化により本人確認書類が減少することによる、災害時やカードの紛失時の本人確認が課題である。
- ・ マイナンバーカードと保険証・運転免許証などが一体化されることにより、本人確認書類（身分証）の種類が減っていくことで、マイナンバーカード等の紛失時に何をもって本人確認を行えばよいか、懸念している。今のマイナンバーカードが始まる際にも議論があったが、災害により本人確認書類（身分証）がなくなった際、J-LISが保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことによるカードの再発行ができないか、検討が必要ではないか。

欧州では指紋など既に登録された情報を利用した生体認証も活用していることを踏まえ議論する必要がある。

中間とりまとめの記載

- ・ カードと健康保険証や運転免許証等との一体化により、本人確認書類が減少する中、紛失や災害等によりカードが消失した時に、本人確認が困難となることが想定される。J-LISが保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことで、カードの再発行を可能とできないか。

上記を踏まえ、次頁以降において検討。

③カード再発行時の本人確認について

1. 現行制度

- カード紛失時等の再発行については、番号法令上、原則顔写真付き本人確認書類の提示が求められている。
- カードの申請や交付の場面において、①申請者が住民基本台帳に記録されていること（実在性）の確認及び②出頭者が顔写真に表示された人物であること（本人性）の確認を行うことで、なりすましによる申請やカードの誤交付を未然に防止している。

2. 検討

- 以前の申請により、J-LISが保存している、既に公証された4情報と紐付いた顔写真データを市町村の統合端末で確認可能とすることで、同データを利用した本人確認が可能となるが、かかる本人確認は、現行の顔写真付き本人確認書類を用いた本人確認と同等のものといえるか。



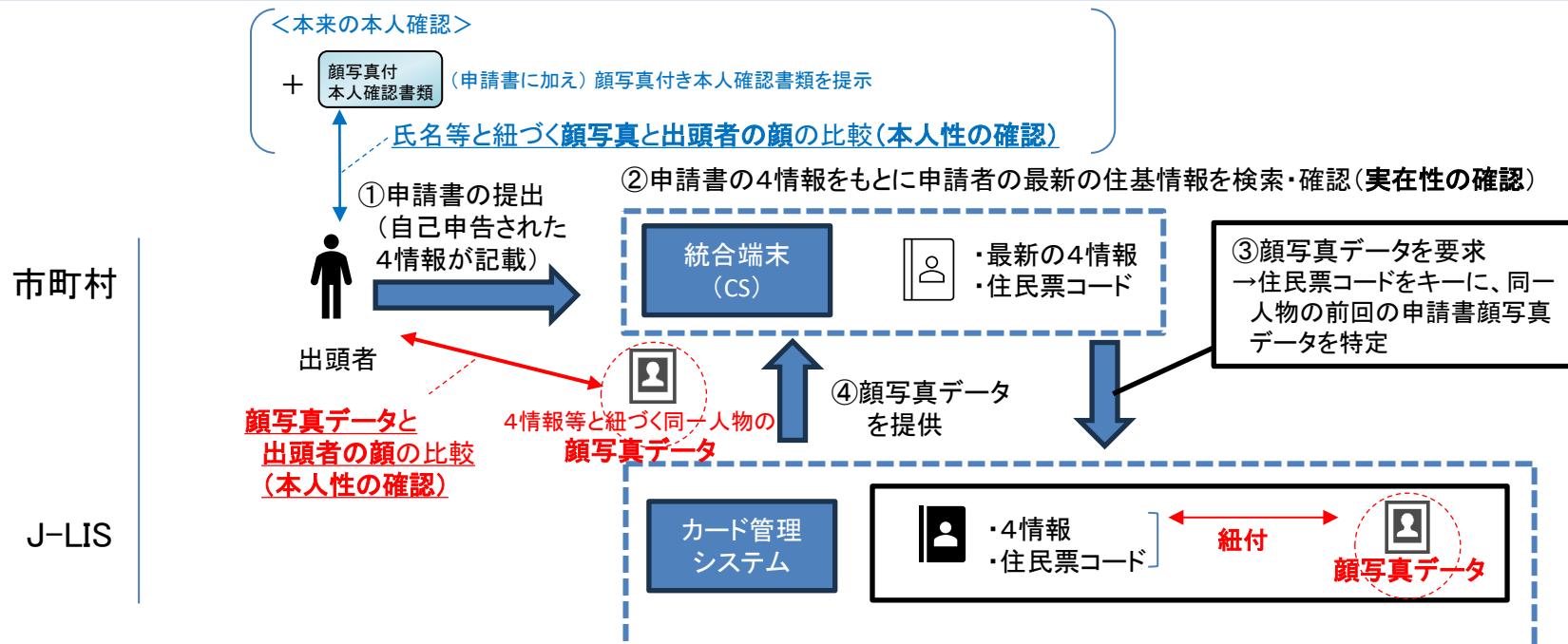
- 申請者から提出のあった申請書に記載された4情報をもとに申請者の住基情報を検索することで、当該申請者が住民基本台帳に記録されていることを確認することができる（=①実在性の確認）。
- 次に、当該住民記録から前回申請データを特定し、当該住民の4情報等と紐づく顔写真データを抽出。当該顔写真データと出頭者の顔の照合により、出頭者が申請者本人であることを確認することができる（=②本人性の確認）。
⇒ 顔写真データによる本人確認は、現行の本人確認と同等と取り扱うことが可能と考えられるのではないか。

- 上記の本人確認方法を整備するには、関係省令の整備及びシステム改修が必要。
 - もっとも、J-LISによる顔写真データの提供は個人情報保護法上の第三者提供に当たり、提供に当たっては本人の同意が必要（法令に基づく場合を除く）。
- また、顔写真データを利用した本人確認は原則的な本人確認手法ではないことから、真に必要な場合に限って運用すべきと考えられるか。

③カード再発行時の本人確認について

3. 対応の方向性

- J-LISが保存する顔写真データを利用した本人確認を法令上規定することで、当該本人確認を行うことを可能としてはどうか。
- この場合、顔写真データを市町村の統合端末で確認可能とするよう、システム改修も行う必要がある。
- 一方、顔写真データの漏洩等に対する個人情報保護の観点から、上記本人確認については、例外的な対応として一定の限定された場面に限定する必要があるか。



⇒ (申請情報と同一人物の) 4情報等に紐付く顔写真データと出頭者の顔を照合することにより
顔写真付き本人確認書類による本人確認と同等と取り扱うことが可能と考えられる

④カード関連事務の記載様式の簡素化等

これまでのWGにおける主な議論

- 電子証明書の交付状況の記録について、交付記録簿の記載事項を見直すことが望まれる。また、公的個人認証サービスの更新・再交付等の記録の簡素化が望まれる。
- マイナンバーカードの紛失時等に、住民が複数の届出を記載することの負担が大きいため、記載様式の見直し等を検討していただきたい。
- 市町村独自で行なっているカード管理簿の記入のほか、J-LISからのカード等の送付物の開封や仕分け、交付通知書やカード管理等が負担となっている。また、事務処理要領で定められた交付記録簿の作成や、転居時に転居届とは別に提出を受けるカード関係の複数の届出を確認することについても負担が大きい。

令和7年地方分権改革に関する提案募集（抄）

- 転入届の特例による最初の転入届の受理時において、個人番号カードの住民基本台帳用4桁の暗証番号を入力させることにより行う本人確認を常に省略することができるよう、住民基本台帳事務処理要領の見直しを求める。

次頁以降では、これまでWG等にて議論に上がった以下4点の負担軽減策について検討する。

- 1) 転入・転居手続時における記載様式の統合
- 2) 電子証明書の交付記録簿の廃止
- 3) 転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略
- 4) マイナンバーカードの紛失時等における記載様式の統合

④ カード関連事務の記載様式の簡素化等

1) 転入・転居手続時における記載様式の統合

1. 現行の制度とその課題

- 転入、転居の際に、転入・転居届とは別にカードの継続利用や署名用電子証明書の再発行のための書類を作成させ、審査する必要があり、住民・職員双方の負担になっている。
 - 特に、家族分をまとめて手続する場合は、一人ずつ書類を作成・審査する必要があり、負担が大きい。

2. 対応の方向性

- 記載様式の統合を行い、手続の簡略化を図る等の工夫を広く普及させることが考えられるか。
 - 具体的には、転入・転居届の様式において個人番号カードの券面の変更を行う欄を新たに設けることで、意思表示があった際には個人番号カードの券面記載事項変更届及び電子証明書新規発行申請書の提出を不要とすることとしてはどうか。

(様式改定イメージ) ※赤字が追記部分

- 本届出と同時に個人番号カードの券面の変更を行う場合は、左の口欄にチェックをつけてください。（個人番号カードの券面記載事項変更届の提出が不要となります。）
 - 本届出と同時に署名用電子証明書の再発行を行う場合は、左の口欄にチェックをつけてください。（署名用電子証明書の再発行申請書の提出が不要となります。）

④カード関連事務の記載様式の簡素化等

2) 電子証明書の交付記録簿の廃止

1. 現行制度とその課題

- 市区町村は公的個人認証サービス事務処理要領に基づき、電子証明書の発行件数・電子証明書の交付件数（有償・無償の内訳含む）・破棄／職権失効件数の統計を取り、交付記録簿を作成することとされている。
- 一方、J-LISにおいても、（電子証明書の交付件数は集計していないものの）電子証明書の発行・失効件数について集計・記録を行なっているため、交付記録簿の作成は二重業務となっている。

2. 対応

- 交付記録簿の記載事項のうち、有償の交付件数以外の記載事項は、J-LIS等において確認が必要となる場面は限定的と考えられ、市町村の実情に応じて、必要であればJ-LISからの情報提供や任意の方法で管理すれば足りると考えられる。
- また、有償の交付件数は、J-LISに対する電子証明書の発行の手数料の支払いの根拠として市町村において適切に把握する必要があるが、交付記録簿との突合は求めておらず、歳入歳出外現金の額と照合の上でJ-LISに報告することで足りる。
- 団体等に聞き取りを行った結果、市町村においても交付記録簿ではなく独自の様式（例：申請書や個人番号カードの受領書の記載をもとに再発行者の一覧等を作成）をもとに支払い事務を行っている場合もある。

⇒以上から、電子証明書の有償の交付件数については市町村の任意の方法によればよいこととし、交付記録簿については廃止する事務処理要領の改正を令和7年7月に行った。

〈交付記録簿の記載事項とJ-LISから市町村へ提供している情報の比較〉

交付記録簿の記載事項 (受付年月日別・ 署名用／利用者用別)	J-LIS→市町村（現在） (署名用／利用者用別・ 日次、月次、四半期、年次で集計)
電子証明書の発行件数	○(J-LISで集計)
電子証明書の交付件数	×(J-LISで集計不可)
うち有償の交付件数	×(J-LISで集計不可)
うち無償の交付件数	×(J-LISで集計不可)
破棄／職権失効件数	△(失効事由を区別せず全失効件数を提供)

市町村において
任意の方法で
管理することで
対応可能

明用電子証明書交付記録 <令和7年7月>									
日	曜日	A. 手数料有料(件)		B. 利用者証明用電子証明書のみの 交付(件)		C. 署名用電子証明書と利用者証明 用電子証明書の同時交付(件)			
		a. 手数料有料(件)	b. 手数料無料(件)	c. 手数料有料(件)	d. 手数料無料(件)	e. 手数料有料(件)	f. 手数料無料(件)	g. 手数料有料(件)	f. 手数料無料(件)
1	月								
2	火								
3	水								
4	木								
5	金								
6	土								
7	日								
8	月								
9	火								
10	水								
11	木								
12	金								
13	土								
14	日								
15	月								
16	火								
17	水								
18	木								
19	金								
20	土								
21	日								
22	月								
23	火								
24	水								
25	木								
26	金								
27	土								
28	日								
29	月								
30	火								
31	水								
合計									

④カード関連事務の記載様式の簡素化等

3) 転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略

1. 現行制度とその課題

- 現行の特例転入時※の手続では、特例転入の手続自体に加えて、マイナンバーカードの継続利用や電子証明書の再発行のために複数回の住民基本台帳用暗証番号（4桁のパスワード）の入力が必要となっており住民・職員双方の負担になっている。

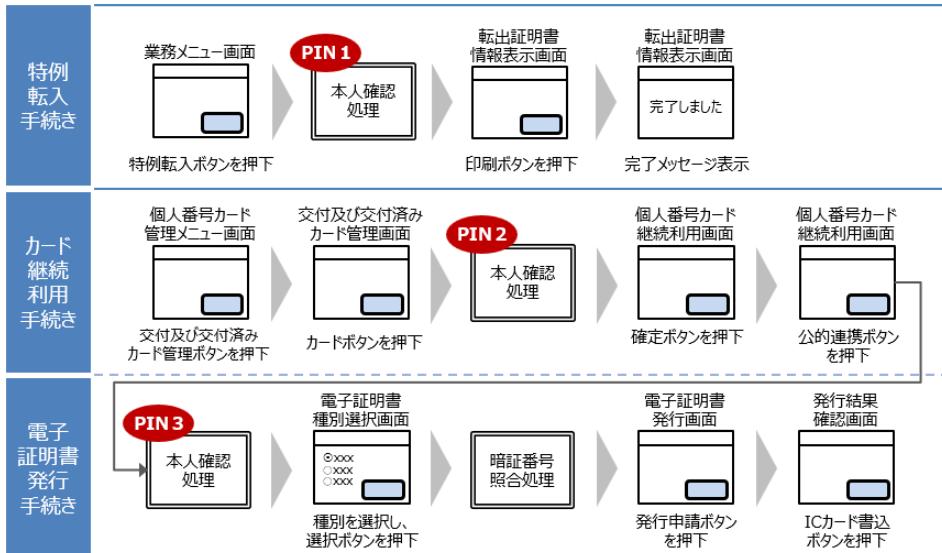
2. 対応の方向性

※マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用し、転出証明書の交付を受けることなく転入手続ができる制度。
マイナポータルを通じてオンラインで転出届を提出することで、転出元市区町村への来庁が原則不要となる。

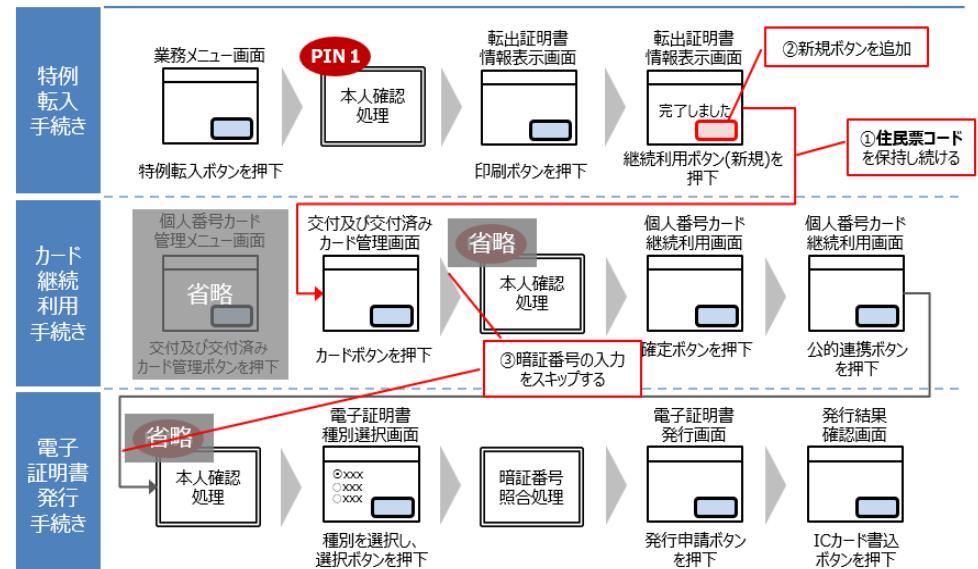
- 現行業務フローにおいては、①特例転入手続②カード継続利用手続③電子証明書発行手続（公的個人認証連携）の3場面において、それぞれ利用者による暗証番号の入力が必要となっている。
- 特例転入手続の際の本人確認処理以降、取得した住民票コードを保持し続けることで、暗証番号の入力を一度ですむよう、次期個人番号カードに係るシステム構築において対応することとしてはどうか。

＜対応イメージ＞

【特例転入手続における現行業務フロー】



【特例転入手続における次期業務フロー】



4) マイナンバーカードの紛失時等における記載様式の統合

1. 現行制度とその課題

- マイナンバーカードを紛失してしまった際には、マイナンバーカードの紛失届と電子証明書の失効申請届を両方記載する必要があり、住民・職員双方の負担になっている。
- また、電子証明書を更新する際に暗証番号を失念している場合においても、暗証番号再設定申請書と更新申請書を両方記入する必要があり、住民・職員双方の負担になっている。
- それら以外の手続においても、窓口で複数の書類の提出を求める場合（例：個人番号カードの返納）が存在しており、窓口での受付所要時間が増加することで、住民・職員双方の負担になっている。

2. 検討

- マイナンバーカードの紛失届と電子証明書の失効申請届については、統合した様式の例を事務処理要領上に掲載しており、統合様式を使用することで負担を軽減することが可能。
- 電子証明書の暗証番号再設定申請書と更新申請書についても、両者を統合した様式を新たに作成し、事務処理要領上で示すことが考えられる。
- 現状の事務処理要領においては、以下の届出について、同時に提出する別の届出等に申請の意思を記載することで、届出の提出に代えることが可能であることを明記しているところ。
 - ①個人番号カードの返納届（例：個人番号の漏洩等により個人番号の変更を求める際に旧カードを返納する場合、再交付申請書に返納の意思を記載することで足りる。）
 - ②住民基本台帳カードの返納・紛失届（例：住基カードを返納又は紛失し、個人番号カードの交付を受ける場合、交付申請書に返納の意思又は紛失した旨を記載することで足りる。）
 - ③通知カードの紛失届（例：通知カードの所有者が新たに個人番号カードの交付を受ける場合、交付申請書に紛失した旨を記載することで足りる。）

3. 対応の方向性

- 上記の取扱について、市町村における認知度をより一層向上するため、さらなる周知を行うことが考えられるか。
- 各種様式においては、政省令に規定のある記載事項を備える限り、市町村の判断において統合していただくことに支障ない旨についてもさらなる周知を行なうこととしてはどうか。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

中間とりまとめの記載

- これまで、市町村が管理運用する住民記録システムとCSは、いずれも市町村の庁舎内に置かれる事例が多かったが、自治体情報システムの標準化の取組により、住民記録システムは、原則令和7年度（2025年度）までに標準準拠システムへの移行を目指すこととされ、その多くがガバメントクラウド上に移行する予定である。これを踏まえ、CSについても、市町村職員の負担軽減の観点から、クラウドへの移行等により、プログラムの適用作業を含めた運用管理の見直しを検討すべきとの提案がなされている。
(中略)
- (略)住民記録システムやJ-LIS側のシステムに移管することで、将来的にはCSを廃止することも可能と考えられる。今後、CSを廃止することを前提として、現在のCSの機能の棚卸しを行い、各システムに移管する機能の検証や標準仕様書への影響、住基ネットと住民記録システムの間の責任分界点等について具体的な検討を進める必要がある。
- 一方で、CSを廃止するまでには、上記の検討を含め一定の期間を要することから、その間においても、CSの共同利用を促進することや、J-LISからのプログラムの配布方法を見直して市町村職員による事務作業を軽減すること等、現行構成のままでもCSの管理運用に係る負担を軽減する方策を取り入れることが求められる。



CSの廃止に向け検討すべき課題について、次頁のとおり抽出。これらの課題について検討を行い、地方公共団体の意見も聞きながら、廃止の具体的な手法や実現可能なスケジュールなどを検討する。
プログラムの媒体配布方式を見直し、回線を通じたデリバリ配布とすることについては、これに先立って早期に実施できるよう、現在J-LISにおいて具体的な実施手法・スケジュール等について検討中。

住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策（市町村）－CSの廃止－

CSの廃止に向けて検討すべき課題

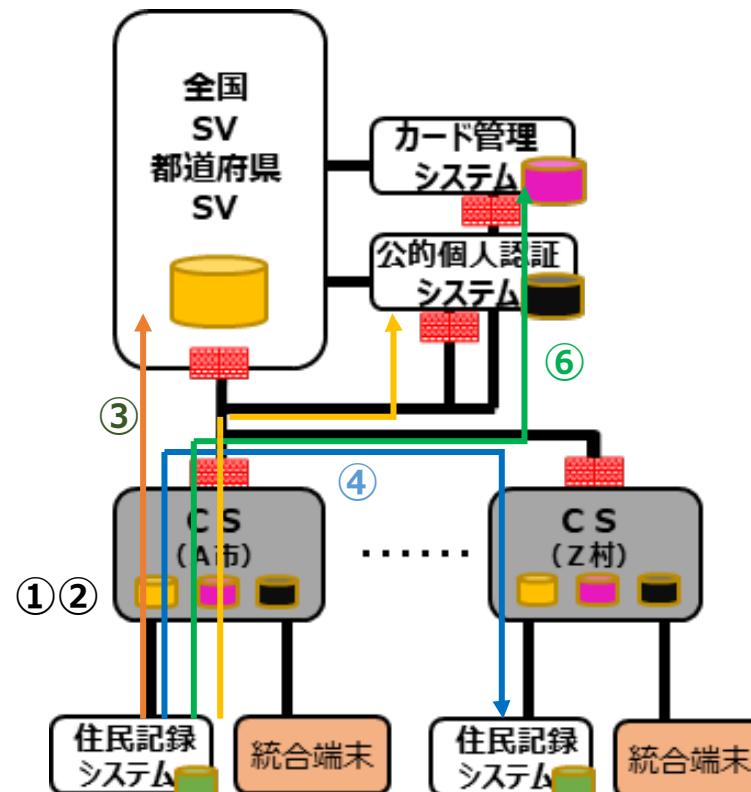
項目	内容
①住基ネットと住民記録システム及び戸籍附票システム間の責任分界点等	CS廃止による <u>住基ネットと住民記録システム及び戸籍附票システム間の責任分界点</u> 等について具体的な検討を進める必要がある。
②CSのみで管理している情報の移管先	現在のCSで管理する情報のうち、都道府県サーバまたは全国サーバ、あるいはカード管理システム等へ <u>移管すべき情報を整理</u> する必要がある。
③CS廃止の具体的な手法・実現時期	<ul style="list-style-type: none">・CS廃止の手法として、住民記録システムで担うことが困難な<u>共通する機能をJ-LIS側で構築</u>するか、<u>地方公共団体の共同構築</u>とするなど、最適な手法について検討が必要。・CS廃止の時期については、次期カードへの対応など、<u>関連するシステム改修の時期</u>も踏まえた検討が必要。・当面の間、CS廃止の実現が困難であると見込まれることから、その間においても、J-LISからのプログラムの配布方法を見直すなど、<u>市町村職員の事務負担を軽減</u>するための対策を講じることが必要。
④セキュリティ対策の検討	<ul style="list-style-type: none">・新たな責任分界点、情報の移管先を踏まえて適切なセキュリティ対策を検討する必要がある。・CS及び統合端末は、セキュリティ確保のための措置（外部からの侵入防止）として、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等の汎用的なプロトコルを用いず、独自のアプリケーションによる通信を行っている。・最新の技術動向を踏まえ、現在の独自のアプリケーションのあり方についても見直し、<u>汎用的なプロトコルによっても同等のセキュリティ確保のための措置を講ずる</u>ことができないか検討する必要がある。・CS廃止により、CSに装着していた耐タンパ装置に代わる市町村の<u>秘密鍵保管方法</u>や<u>暗号・復号処理の手段</u>を検討する必要がある。・<u>CSとの間にある住基ネット独自のファイアウォール機能を引き続き設置</u>すべきか、また、設置すべき場合はどこに設置すべきかについて検討する必要がある。

- 現在、CSが担っている主な役割は以下のとおり。

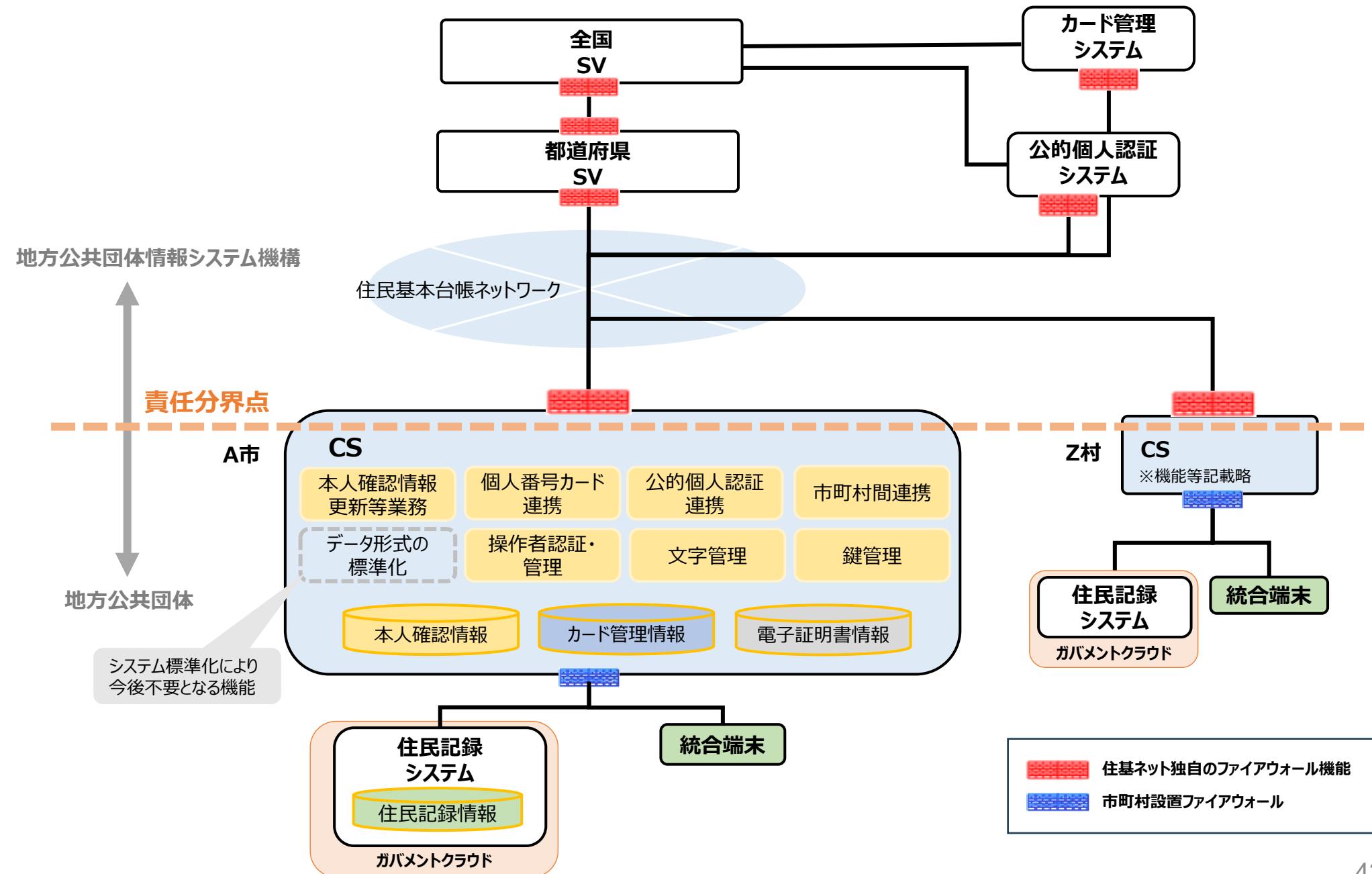
- 各団体の住民記録システムから送られるデータ形式の標準化・通信方式の限定
- 本人確認情報をCSのデータベースで保存
- 本人確認情報の都道府県サーバへの通知
- 市町村間の住基事務の処理（転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等）
- マイナンバーカードの管理（交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等）

※例えば、転入・転居時には、CSに保存されている本人確認情報を用いてカード券面の追記欄に新住所を記載している。CSに保存されている本人確認情報を用いることで、市町村窓口で転入・転居届を出した後に早期に記載することが可能。

- 公的個人認証システムへの通知（電子証明書の発行、失効等に必要なデータの通知）



現行CSの機能配置（主要機能）



1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

都道府県による住民情報の取得・活用

中間とりまとめの記載

- 住民情報を幅広く取り扱う対住民サービスは、例えば、選挙人名簿の作成や住民税の徴収、国民健康保険の資格管理・保険料の賦課徴収、学齢簿の作成、予防接種の実施等が市町村の事務とされているように、住民基本台帳を備える市町村が行うことが多い。一方で、近年、東京都「018 サポート事業」や大阪府「子どもたちへのお米・食料品配付事業」に見られるように、給付金事務を中心に、これまで主に市町村が行っていた事務であっても、都道府県が自ら事務を行うような事例が出てきている。
- これらの事務においては、都道府県が事務処理にあたり直接住民情報を取り扱うこととなる。都道府県は、住基法別表や条例に規定された事務について本人確認情報を利用することが可能であり、具体的には、都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用することが考えられる。
(中略)
- 都道府県は、J-LIS が管理運用する都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用する権限を有するが、現行の都道府県サーバの機能では、都道府県が、本人から提出を受けた本人確認情報を元に最新の住所情報を照会するといった検索はできるものの、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得することはできない。 (略)
- 今後も、市町村の経営資源が制約される中で、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加することが想定されることから、都道府県が円滑に事務処理を行えるよう、都道府県の端末から直接、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得できるよう、都道府県サーバからの情報取得に係る機能を追加することが求められる。



都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得する機能については、次頁のとおり実装に向けた作業を進めている。

都道府県による住民情報の取得・活用 －一括抽出機能の開発－

- ・**災害時や緊急時**のほか、都道府県単位での**給付金支給**などにおいて、**都道府県において迅速かつ適切に対応**できるよう、市町村に依頼せず都道府県で対応できる手段として、特定の基準日において全住民あるいは特定の地域や年齢区分等の**本人確認情報を抽出して提供する機能**を提供する。

【利用例】

- ・**災害時・緊急時の被災住民リスト**作成
- ・都道府県ごとの**給付金支給事務手続**に係る宛名情報提供

システム要件

対象	要件
抽出対象	各都道府県サーバーの本人確認情報（最新のみ・最新および履歴 のどちらかを選択可能とする）
抽出条件	①指定した特定期間の在住者・消滅者 ②市町村コードを指定（市町村配下、県配下の選択可） ③生年月日(範囲指定可)・性別・日本人/外国人・異動事由（減事由含む）を任意で指定可
抽出項目	市町村コード、住所、住民票コード、個人番号、氏名(漢字)、氏名(かな)、旧氏(漢字)、旧氏(かな)、 生年月日、性別、住民区分(日本人/外国人)、異動事由、異動年月日
条例事務区分	事務区分、個人番号提供事務区分および条例事務区分指定を必須とする
結果ファイル	CSV形式(文字コード：Shift_JISやUTF8形式等)とし、回線方式および媒体方式で提供とする。
操作主体	都道府県職員
利用端末	都道府県業務端末（本機能専用の「一括提供用要求ファイル作成ツール」を起動して利用）
利用者制限	情報提供アプリケーションを利用できる都道府県職員が操作可能とする。

スケジュール

- ▶ 2025年度中に調達を行い開発に着手
- ▶ 2026年度中のプログラム配布を目指す

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

- (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
- (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
- (3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

- (1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
- (2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策（都道府県）

中間とりまとめの記載

- 都道府県からのヒアリングでは、都道府県サーバ等に係る管理運用の負担軽減の観点から、以下のような提案があった。
 - ・サーバに係る更なる費用負担軽減の観点から、住基ネットの構成を見直し、全国サーバと都道府県サーバを1つのサーバとして運用すること
 - ・代表端末の機器更改等に係る負担軽減の観点から、代表端末を介さずに事務処理を行うことを可能とすること（中略）
- （略）都道府県サーバと全国サーバの機能を改めて検証した上で、全国サーバに都道府県ごとにアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で全国サーバを利用するといった工夫を行うことで、都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図ることが必要と考えられる。また、住基ネットは、住民基本台帳制度のみならずマイナンバー制度の基盤にもなっており、災害時に住基ネットが停止した場合には、国民生活や行政サービスの提供に及ぼす影響が大きいことを踏まえ、サーバの統合等の工夫により運用経費の面で効率化を図ることに合わせて、バックアップサイトによる冗長性の確保も併せて検討すべきである。今後、これらに係る費用を精査した上で、具体的なシステム構成や実現時期については、J-LISと都道府県との間で丁寧な調整を行うことが必要と考えられる。
(中略)
- また、全国サーバと都道府県サーバの統合には、現在両サーバで処理されている機能の再整理等に一定の期間を要することから、その間においても、プログラムの配布方法を見直して都道府県の代表端末を廃止することで、都道府県の負担軽減を図ることが求められる。



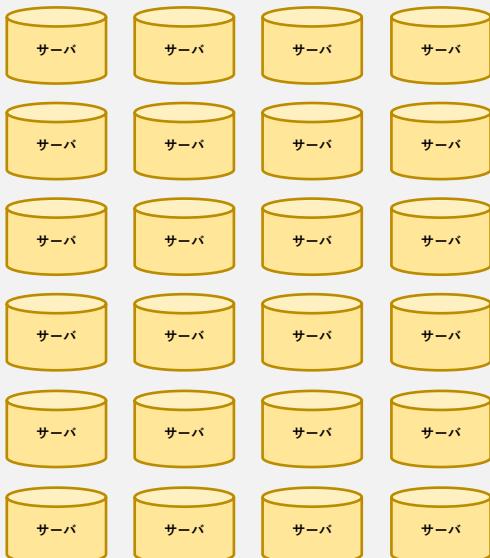
住基ネットの次期更改において、都道府県サーバの個別設置を廃止し、全国サーバと機器統合を行うことにより、サーバの台数を大幅に削減する方向で検討を進める。併せて、代表端末の廃止についても次期更改で対応する方向で検討を進める。

バックアップサイトによる冗長性の確保については、構築した場合の費用について精査を進め、都道府県の意見を十分に聞いた上で、理解が得られれば住基ネットの次期更改において対応する。

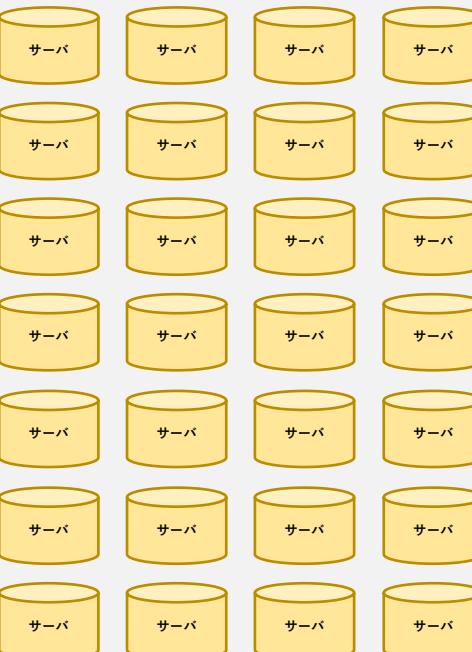
住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策（都道府県）－サーバの統合－

都道府県サーバの個別設置を廃止し、全国サーバと機器統合・高性能化を行うことにより、**サーバの台数を大幅に削減**する。これにより、**機器導入・保守費の低減**や**運用保守の効率化**を図る。

現行システム（全国サーバ）

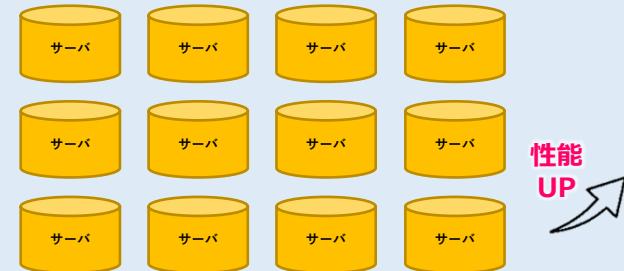


現行システム（都道府県サーバ）

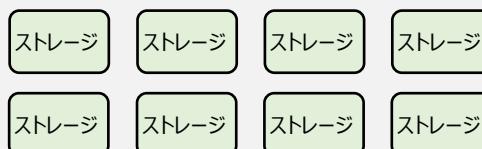


集約

次期システム（全国・都道府県サーバ統合）



サーバの台数を大幅に削減



バックアップサイト構築のイメージ

		現行 (バックアップ遠隔地転送方式)		バックアップサイト構築後 (コールドスタンバイ方式)	
		メインサイト	DRサイト	メインサイト	DRサイト
施設 (DC、NW回線、電気施設等)		データセンター	なし	データセンター	データセンター
資産 (サーバ、端末、NW機器等)		ハードウェア	なし	ハードウェア	ハードウェア
資産 (データ等)		データ	バックアップデータ	データ	データ
サービス継続性			(業務再開に向けた機器調達が難航した場合、長期間停止の懸念がある)		(一般的には数時間から数日程度の停止)
データの完全性			(前回保管時点に戻る)		(直前まで復旧可能)
コスト					(メインサイトを2つ構築するのと同程度の費用がかかるか)